

第4回 甲府交通圏タクシー特定地域協議会

日 時 平成22年3月10日(水)
14:00~15:00
場 所 山梨自動車会館2F会議室

14:00	【開 会】 【事務局】 依 田	<p>定刻になりましたので、ただいまから、第4回甲府交通圏タクシー特定地域協議会を開催いたします。</p> <p>お集まりいただきました関係者の皆様方には、ご多忙、また、足下の悪い中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。本日の協議会につきましては、中央市長代理山口総務課長、甲斐市自治会長天野委員、JR東日本甲府駅長が欠席となっておりますが構成員の過半数の出席により、成立していることを報告させていただきます。</p> <p>それではまず、席上に配布しております資料の確認をさせていただきます。</p> <p>「議事次第」「席次表」</p> <p>資料1 甲府交通圏タクシー特定地域協議会地域計画(案) 資料2 甲府交通圏タクシー特定地域協議会地域計画修正点 資料3 第3回甲府交通圏タクシー特定地域協議会議事概要</p> <p>をご用意しております。ご確認下さい。 資料に不足がございましたら、お申し出ください。 よろしいでしょうか？</p> <p>それでは議事進行に先立ち春原会長よりご挨拶申し上げます。 春原会長、よろしく申し上げます。</p>
14:05	【会長挨拶】 春原会長	<p>本日は甲府交通圏タクシー特定地域協議会のために、お足元の悪い中、また、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>関東運輸局管内の特定地域25の全ての交通圏において協議会が開催され、既に、3月5日現在、東京の特別区・武三交通圏等7つの協議会の地域計画が合意に至っております。</p> <p>ここ山梨県においても皆様のご協力により第4回目の地域協議会が開催することが出来ましたことに感謝いたします。</p> <p>これまで3回の協議会において、「地域計画(案)」の検討を行っていただきましたが、これが、概ね固まりましたので、本日は、既にご案内のとおり、地域計画の最終(案)について、</p>

	検討と決議をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお いします。
14:15	<p>【事務局】 依 田</p> <p>それでは、議事に移させていただきます。 議事の進行に関しましては、設置要項第5条の規定によりま して春原会長をお願いいたします。</p>
	<p>春原座長</p> <p>それでは次第に従い議事を進めさせていただきます。時間も 限られておりますのでスムーズな議事の進行に皆様のご協力を お願いいたします。 まずは議事1「甲府交通圏タクシー特定地域協議会地域計画 (案)の修正点」について事務局より説明をお願いします。</p>
14:25	<p>【事務局】 尾形首席</p> <p>資料1と資料2に基づいて説明させていただきます。事前に 委員の皆様には文書でお送りさせていただいておりますが、改 めて説明させていただきます。まず、資料1の 地域計画(案) の(1)甲府交通圏における公共交通機関としての役割の後に 「責務」を追加させてもらいました。これにつきましては、3 回目の協議会の中で(1)の下から4行目の文章、企業の社会 的責任(CSR)活動の推進という文言を加えさせていただ いた関係上、役割の後に責務を追加しました。 (1)の2行目終電の後に「終バス」を追加させてもらいま した。これは、公共交通機関としてはバスについても始発から 終バスまで決められた路線での輸送を担っているため追加しま した。 次に4ページ・5ページ・11ページに係わることですが、 地域計画の目標として(6)「観光立国実現に向けての取り組み」 とあるが、以前は観光の取り組みという表現でした。その関係 で4ページも「観光立国実現に向けての取り組み」という言葉 に変更させてもらいました。また11ページも「観光立国実現 に向けての取り組み」に変更しました。「観光の取り組み」から 「観光立国実現に向けての取り組み」と代えてことについては、 政府が国策として観光立国に向けて官民挙げて施策を展開して いるということを鑑みて訪日外国人の目標数と国内観光の振興 に関する最新の取り組みについて、より具体的に掲載させてい ただくことになりました。 次に8ページと11ページですが、特定事業計画の【その他 の事業】の部分に「運輸支局」と記載させていただきました。 これについては第3回目の協議会でその他の事業の説明の際に、 乗場の新設や案内板の設置等について施設使用については自治 体の他に国が係わるのではないかというご意見を伺 いましたので、国関係の交渉の窓口として運輸支局があたるこ ととし、追加させていただきました。</p>

	<p>次に12ページ、(6)観光立国実現に向けての取り組みの中の【特定事業】の最後に「鉄道事業と連携した観光タクシーの導入」を追加させてもらいました。これは具体的にJRとの連携による観光タクシー(駅から観タクン)について関係者間の同意が得られ、4月より事業が行われることになったことにより掲載させてもらいました。</p> <p>修正点は以上です。</p>
春原座長	<p>ありがとうございました。</p> <p>只今の説明に対して、またそれ以外でも結構ですが何かご意見・ご質問はございますでしょうか。</p>
昭和町長 (代理出席) 永井敏男	<p>昭和町の永井と申します。</p> <p>本日は町長は議会中と言うことで私が地域計画への同意書をお持ちしました。</p> <p>町長から同意する条件ということではないが、第1回目の協議会の時に早川委員から公共交通でバス路線には補助金が出ていますが、タクシー業界には補助金がないのかという質問の回答の中で、「タクシーは旅客の依頼によって自由に目的地まで運行するから路線の運行時間も自由であり、また、事業者の自助努力により営業収入を上げることが可能であり今のところ補助金の対象にはなっていない」というお話がありましたが、タクシーを重要な役割を担う公共交通の機関として位置づけるならば、業界の自助努力はさることながら、国への積極的な働きかけの中で、何らかの実質的な支援を望むという意向を強く要請して欲しいと言われておりますので、発言させていただきました。</p>
【事務局】 尾形首席	<p>補助金に関しては前回説明したとおりですが、公共交通活性化・再生事業というバスや鉄道に関する計画を実施して、今後タクシーも枠に加えるということになりました。様々な条件がありますが、それをクリアすれば再生事業は使えることになっております。</p>
春原座長	<p>只今の説明でよろしいでしょうか。</p> <p>ほかに何かございますか？</p> <p>特にないようですので、地域計画(案)につきまして議決させていただきたいと思えます。</p> <p>事務局から設置要綱に規定されております地域計画の議決について説明をお願いします。</p>

<p>【事務局】 尾形首席</p>	<p>議決には、地域協議会設置要綱第5条の9により、関東運輸局長の合意、関係全地方自治体の長の合意、労働組合として参加している構成員の過半数の合意、地域住民として参加している構成員の過半数の合意が必要です。なお、本日欠席されております地方自治体として中央市、地域住民代表としての天野委員につきましては、事前に地域計画（案）に同意する旨の報告を頂いております。</p> <p>次に合意しているタクシー事業者の車両数が甲府交通圏のタクシー車両の総台数の過半数であることが必要となります。なお、タクシー車両の過半数の事業者からタクシー協会会長あて委任状が提出されております。</p> <p>次に山梨労働局長様、山梨県警本部長様につきましてはそれぞれの合意が必要です。</p> <p>最後に、JR東日本甲府駅長様、春風寮長早川様につきましては過半数の合意が必要となります。JR東日本甲府駅長様につきましては、事前に地域計画（案）に同意する旨の報告を頂いております。</p>
<p>春原座長</p>	<p>それでは、本地域計画（案）を甲府交通圏タクシー特定地域協議会の地域計画として策定の議決をしたいと思いますが、委員の皆様のご承認頂けますでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>「異議なし」の発言。</p>
<p>春原座長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいまの議決をもって、本案を全会一致で甲府交通圏タクシー特定地域協議会の地域計画と致します。</p> <p>議決を踏まえて、事務局から何か連絡事項はございますか。</p>
<p>14:35 【事務局】 尾形首席</p>	<p>本日の議決を踏まえ、タクシー新法第9条第5項の規定に基づき年度内を目途に、本協議会の会長名で、国土交通大臣に送付するとともに、関東運輸局、山梨運輸支局及び山梨県タクシー協会のホームページ上で公表いたします。</p> <p>また、設置要綱の第5条10項において「協議会は、地域計画作成後も定期的開催することとする」となっておりますので、引き続き本協議会を開催し、地域計画に定められた目標の達成状況について検証・評価を行うこととなりますが、次回の協議</p>

14:55

	<p>会につきましては、今後の特定事業計画の進捗状況等を踏まえまして、開催することといたしたいと考えております。</p> <p>当運輸支局といたしましても、タクシー事業者に対し、特定事業計画認定申請様式の提示、モデル事案の提示等を行い、本地域計画に定められた特定事業の推進に向け積極的に対応して参りたいと考えております。</p> <p>なお、特定事業を推進していく際に、この地域計画で実施主とされた者以外の者の協力が必要となった場合は、法第10条第項の規定に基づきまして、本協議会から当該地域計画に定められた事業の実施のために必要な協力を要請することと致します。協力要請につきましては、関係する委員の方と事務局、会長に一任させていただき、その他の委員の皆様には事後報告というところでご了承願います。</p>
春原座長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここで、過去 3 回の協議会において、活発にご議論をいただき、その内容を議事録として上局に送っておりますが、タクシー事業の活性化・適正化の地域計画も含めてタクシー事業、タクシー行政の全般に対して、特にこれは言っておきたい、というものがありましたら、言い残して悔いが残らないよう自由にご発言を頂きたいと思っております。発言の内容につきましては、これまでの協議会と同様に議事録に残し、上局に報告したいと思っております。如何でしょうか。</p>
全国自動車交通労働総連合会 自交総連山梨地方連合会 執行委員長 丹沢 信之	<p>本協議会で話し合われていることは、各地方でも同じ話が出ています。</p> <p>地域計画の中で供給過剰・減車があり、減車に対して協力しない事業者が出てきた場合に行政側の処分をどう考えているのか。</p>
【事務局】 尾形首席	<p>減車等については個々の事業者に考えていただき、業者間の不公平感等はあると思っておりますが、それについて行政は是正する勧告等はいりません。</p>
全国自動車交通労働総連合会 自交総連山梨地方連合会 執行委員長 丹沢 信之	<p>先日 3 月 4 日国交省との交渉の中では、勧告はある程度行うという話でした。</p>
春原座長	<p>それは我々行政側から、「おたくは減車してないから減車してください」ということですか。それはしません。地域計画のどれを選ぶかは事業者の意思であって、我々が供給過剰のボーダーラインを引き示したので、それを事業者さんがどう考えるか、</p>

	事業者さんの姿勢になるわけです。
<small>全国自動車交通労働総連合会 自交総連山梨地方連合会</small> 執行委員長 丹沢 信之	減車しろ」というのではなく、一切協力しないという事業者に対して、国交省では監督もしないのですか？
春原座長	<p>しないというより、できないと言った方が正解かもしれません。</p> <p>3月4日の国交省との交渉の資料が来て、その資料に本当にその内容が記載されているということでしたら、我々の認識と違ってしますので、教えてください。</p>
【事務局】 尾形首席	<p>特定事業計画は全社が出しますが、その特定事業計画は地域計画に基づく活性化策が入っていますが、それに事業再構築が入っている会社もあるし、すべて活性化策だけに特化している事業計画もあります。特定事業計画を出すことは義務付けられていますが、事業再構築については各社の判断に任せています。</p>
春原座長	他に何かありますでしょうか。 他
<small>山梨貸切自動車(株)</small> 代表取締役 平井 武彦	<p>我々事業者がやるのが殆どですが、我々はこれからどうなっていくのかつかめていません。一般の委員の方はもっと解らないと思います。今回決議された内容は甲府交通圏の事業者全体がこういうことを実施するということ を申請するわけですね。</p>
春原座長	<p>色々なオーダーの中から、事業者の体力がそれぞれ違いますので、事業者が体力に依り何ができるか選んで、申請して承認を受けます。特定計画を全て実施するというわけではありません。</p>
<small>山梨貸切自動車(株)</small> 代表取締役 平井 武彦	<p>これからの作業としては各事業者が申請をするという流れですね。</p>
春原座長	<p>そうです。</p> <p>先程事務局から話があったとおり、事業者さんがこれをやりたいと言ったときに、来年度から実行していくこととなると思いますが、次回の協議会に於いてこの事業者さんはこれをやります、その結果どうなったか、計画がおかしくなかったか等々検証・評価をこの協議会で行っていきたいと思います。事業</p>

	者さんが何を選んで何をやるか。それがまず第1歩になります。
山梨貸切自動車(株) 代表取締役 平井 武彦	解りました。
春原座長	他に何かありますでしょうか。
社会福祉法人甲府市民生福祉会 春風寮事務長 早川 高仁	計画に係わった者としてお願いがあります。今の話とある意味共通していますが、特定事業は特にタクシー事業者が実施主体となって計画が進められると思いますので是非、支局がタクシー事業者の人を集めて丁寧な説明会を開催していただきたい。その中でそれぞれ独自に計画を作成しなければならないわけですので、文書や協会に頼むのではなく、是非、説明会をお願いしたいと思います。
春原座長	はい、解りました。
武田名鉄交通(株) 代表取締役 宮澤 賢一	<p>同じようなことですが、活性化ということで第3回目までの話の中で、お客様に迷惑を掛けない程度にまた社員の福利厚生含めて決まる給料の中で不利益にならないようにやらなければならないと思います。ただし、即効性がなければならないというような意見が出ているが、現段階でも他県では減車ということが進行しています。当県では減車ということに触れず、見た目には格好の良いメニューになっているが、即効性という点では他の県でも実施している減車ということが特効薬ではないかと、私は経営者ではありながらそう感じております。矛盾というか疑問に思います。</p> <p>行政的・法律的にも大変な部分はあると思うが、将来的なことも踏まえ、最終的には個々の会社で事業計画書を提出します。先程の疑問の中でやるところはやる、やらないところはやらないということが通ってしまうのかという意味だと思うが、前回の会議の中でプラスマイナス判定の余地はあるのではないかと意見があったように記憶しております。これも中に入れておいて欲しいと思います。</p>
山梨貸切自動車(株) 代表取締役 平井 武彦	支局長は返事ができないと思うので、私が代わりに説明をします。丹沢委員が発言したことも含め、なぜ、この中に「減車」が含まれていないか一般の委員さんも解っていないと思います。一番最初この問題が出たときに、国交省の方では独禁法に掛からないようにトップで調整するという話が出ていました。ですから減車をしようという話で、実際行おうとしたところ、独禁法に掛かるのでダメということになり、トップで話ができなく

	<p>なってしまったというのが経緯です。ですから、本来ならば「適正化」というのは「適正な台数に減車しなさい」という元々の目的でした。ところが、「減車」ということがこの計画書の中に入れられなくなってしまった。後は各社が自主的に減車する以外にないです。丹沢委員が発言した、やらないところは儲けという問題は、減車しないところは何かあったとき罰則が2倍になり、減車したところには多少のメリットを与える様な流れです。各社が事業計画書を提出するときに、減車を計画書に入れるか入れないかは各社の判断に任せ、強制はできない、というのが流れです。</p>
山梨タクシー協会 会長 小澤 照彦	<p>その通りです。 各会社が、働く社員が如何に収入を得て、笑顔で安全にお客様を輸送できるかが大事です。</p>
春原座長	<p>ありがとうございました。他に何かありますでしょうか。</p>
山梨労働局長 (代理出席) 岡本監督課長	<p>非常に参考になりました。 究極の目標といいますか、目指す方向なのか「減車」については、それによって運転手さんであったり、労働者の方々に労働条件の変更であったり、雇用の問題等あるので、労働者の理解を深め慎重に進めていってもらいたいと思います。 もう1点、取り組み事業の殆どがタクシー事業者さんが行うが、その他主要な取り組みのひとつで、タクシー乗場の新設であったり、事業者さん以外の事業の取り組み状況等のフォローアップは誰がするような流れになっているのですか。</p>
春原座長	<p>前回、誰が主導権を握るかという話がありましたが、私も解りません。やってみて、記載がなくても支局は勿論、応援しますし、タクシー乗場の新設については支局も入れさせていただきました。その関係から、実際に何かやろうとしたときに、その関係者で相談して、誰が主になるのか検討していただきたいと思います。実際運用していく上で、変わることもあると思います。そんな時は、その都度、決めさせていただければと私は考えております。</p>
山梨タクシー協会 会長 小澤 照彦	<p>先程の乗場の件ですが、今この不景気な時代であって、タクシー車両が沢山あり、近距離のお客様が非常に不愉快に感じているというクレームをいただきます。昔はタクシーは贅沢な乗り物だったが、今後は交通弱者というと失礼だが、お年寄りや体の不自由な方が病院に通うお客様が昼間は非常に多くなっています。甲府駅前あたりに近距離乗場を作ることによって、弱者の方が気持ちよく乗っていただけるのではないかと思います。</p>

	<p>特に、国土交通省で「ようこそ JAPAN」と銘打っており、山梨の知事も観光に力を入れ、観光推進機構を作っています。観光山梨の表玄関は甲府の駅であり、第一印象は大事です。乗務員の研修も行って、3日間の仕事をしない間の給料を保証し、研修を受けています。これはある意味、設備投資で必ず実施しなければならないと思います。研修後試験をし、合格者はパスポートをもらい、それを誇りに社員の先に立ちお客様をお迎えしようという計画を立て、できれば全社員がパスポートを取得できるよう、県の協会でも推進機構の会長の野田さんと相談しながらやっていきたいと思っています。研修は第3回目が終わったんですよね。</p>
<p>【事務局】 志村専務</p>	<p>いや3月12日に3回目を実施し、試験をします。</p>
<p>山梨タクシー協会 会長 小澤 照彦</p>	<p>先生方には大切な尊い時間を費やしていただき、この業界が地域のお客様に信頼されるよう議論していただいたわけですが、これを無にしないよう、前と違って山梨のタクシーはよくなったと県内外のお客様に言っていただけるよう、観光山梨に恥じないように邁進していきたいと考えています。良いことは結構でございますので悪い点、至らない点がありましたら遠慮なく協会の方へ注意していただければと思いますので、よろしくお願いいいたします。</p>
<p>春原座長</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございました。いただいたご意見につきましては、議事録として上局に送りたいと思います。 それでは、全て議事が終了しましたので、議事進行を事務局にお返しします。</p>
<p>【事務局】 依 田</p>	<p>議事の進行、誠にありがとうございました。委員の皆様も長時間にわたりお疲れ様でした。協議会についても今回で一区切りとなりますが最後に会長より一言お願いいいたします。</p>
<p>春原会長</p>	<p>委員の皆様には、これまでの、貴重なご意見、活発な議論を頂き、また、本日は、甲府交通圏タクシー特定地域協議会の地域計画に合意を頂きまして、誠にありがとうございました。 甲府交通圏のタクシー事業の適正化、活性化につきましては、本日の議決によりまして、やっとスタートラインに立つことが出来たという状況かと思えます。今後、タクシー事業者の皆様におかれましては、この地域計画に基づき、特定事業計画の作成、認定という助走を経て、特定事業の実施に向けて飛び立つわけですが、タクシー新法及び本地域計画の主旨を十分にご理解</p>

解の上、地域計画に定められた事業の推進に努めて頂き、甲府交通圏におけるタクシー事業の適正化、活性化に取り組み、無事、目的地に着陸していただきたいと強く思う次第であります。

また、さきほど事務局からお話しがりましたが、今後、本協議会の役割は、これらの特定事業計画について進捗の度合いを確認して行くという作業となろうかと思っておりますので、次回以降の日程につきましては、各事業計画の進展などを鑑みながら、また皆様方とご相談させて頂きながら決めていきたいと存じますので、委員の皆様には引き続きよろしく申し上げます。

以上を持ちまして、第4回甲府交通圏タクシー特定地域協議会を閉会致します。本日は、誠にありがとうございました。